

海老名市マンション耐震診断費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項の規定により定めた海老名市耐震改修促進計画に基づき、マンションの耐震診断を受ける管理組合に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、耐震改修促進法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) マンション 区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物で、次のアからウまでのいずれにも該当するものとする。

ア 延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号の延べ面積をいう。）の2分の1を超える部分が共同住宅であるもの

イ 住戸総数の過半数を、現に区分所有者の居住の用に供するもの

ウ 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手したもの。ただし、建築確認を受け昭和56年6月1日以後に増改築工事に着手した部分の延べ面積が、既存部分の2分の1未満のものは対象とする。

(2) 管理組合 マンションの管理を行う区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。

(3) 予備診断 耐震診断の必要性の有無を判断するために、海老名市マンション予備診断マニュアルによりマンションに係る地震に対する安全性を簡易に評価するものをいう。

- (4) 耐震診断 耐震改修促進法第2条第1項に規定する耐震診断で、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき耐震診断者が行うものをいう。
- (5) 耐震診断等 予備診断又は耐震診断をいう。
- (6) 耐震診断者 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項に規定する者をいう。

（補助の対象）

第3条 海老名市マンション耐震診断費補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となるマンションは、海老名市内に存するものであって次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 管理組合の集会（区分所有法第34条の集会をいう。）において、耐震診断等の実施に関する決議（予備診断にあつては、管理規約（区分所有法の規定により定められた規約をいう。）に基づき設置された会の決議に替えることができる。）を得ているもの
- (2) 建築基準法その他の関係法令に違反していないもの

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定により、既に耐震診断に係る補助金の交付を受けたマンションは、補助の対象としない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、耐震診断等を受ける管理組合とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる耐震診断等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 予備診断 棟（マンションがエキスパンションジョイント等相互に応力を伝えない構造方法のみで接している複数の建築物で構成されている場合は、当該複数の建築物をそれぞれ1棟とみなす。次号において同じ。）ごとに、予備診断に要する費用の額に3分の2を乗じて得た額とし、マンション1棟につき20万円を限度とする。
- (2) 耐震診断 棟ごとに、耐震診断に要する費用の額に2分の1を乗じて得た額

とし、マンション1棟につき150万円（延べ面積1,000平方メートル未満の場合は、1平方メートル当たり1,500円）を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の金額がある場合は、これを切り捨てた額とする。

（事前相談）

第6条 補助金の交付を受けようとする管理組合は、次条の申請の前に、海老名市マンション耐震診断費補助金事前相談書（第1号様式）により、市長に相談しなければならない。ただし、耐震診断に係る補助金の交付を受けようとする場合において、既に同一のマンションに係る予備診断の補助金の交付を受けているときは、この限りでない。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする管理組合は、前条に規定する事前相談が終了したときは、海老名市マンション耐震診断費補助金交付申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- （1） 当該マンションの登記事項が確認できる書類
- （2） 当該マンションの区分所有者・居住者名簿
- （3） 法人登記事項が確認できる書類（補助金の交付を受けようとする管理組合が法人の場合）その他の場合は、代表者を証明する書類
- （4） 補助金の交付を受けようとする管理組合の規約の写し
- （5） 確認済証、検査済証、記載事項証明書の写真又はこれらの内容が確認できる書類
- （6） 確認通知書の副本（建物配置図、構造、規模、住宅部分の面積割合等が確認できる書類）
- （7） 案内図
- （8） 手続き及び通知等に関する委任状（代表者以外の者が申請する場合）
- （9） 第3条第1項第1号の耐震診断等の実施に関する決議書の写し
- （10） 耐震診断者が建築士であり、登録資格者講習を修了したことを証する書類
- （11） 耐震診断等の診断基準、調査項目及びその実施方法を明らかにする計画書
- （12） 耐震診断等に係る費用の見積書の写し

(13) 工程表（調査期間及び診断報告書作成期限がわかるもの）

(14) その他市長が必要とする書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めた場合は、同項各号に掲げる書類の一部の添付を省略することができる。

（交付決定）

第8条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、海老名市マンション耐震診断費補助金交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（変更又は取下げ）

第9条 補助金の交付決定を受けた管理組合（以下「耐震診断対象者」という。）は、申請内容に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合には、海老名市マンション耐震診断費補助金交付（変更・取下げ）申請書（第4号様式）により、市長に申請しなければならない。

（変更通知等）

第10条 市長は、前条の申請により交付決定の変更又は取消しを行った場合には、海老名市マンション耐震診断費補助金交付決定（変更・取消）通知書（第5号様式）により耐震診断対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 耐震診断対象者は、海老名市マンション耐震診断費完了実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて、交付申請年度の2月末日までに、市長に報告しなければならない。

(1) 耐震診断等の結果報告書の写し

(2) 耐震診断等に係る契約書の写し

(3) 耐震診断等に係る領収書の写し

(4) 耐震診断等の実施に係る調査写真

(5) 耐震診断にあつては、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委

員会に登録されている耐震診断の結果等に関する評価・判定等を行う委員会（以下「耐震判定委員会」という。）の評価・判定書等の写し

(6) その他市長が必要とする書類

(確定通知)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、海老名市マンション耐震診断費補助金確定通知書（第7号様式）により耐震診断対象者に通知するものとする。

(請求等)

第13条 補助金の確定通知を受けた者は、海老名市マンション耐震診断等補助金請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

(取消し及び返還)

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。

(1) 申請に虚偽の内容があったとき。

(2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 交付決定通知の条件等に違反があったとき。

(4) 耐震診断の場合において、耐震判定委員会から、当該耐震診断の結果が適正でないとの評価を受けたとき。

(5) その他市長が認めたとき。

(指導及び助言)

第15条 市長は、耐震診断対象者に対して、地震に対するマンションの安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に、改正前の海老名市マンション予備診断費補助金交付要綱の規定によりされた手続その他の行為は、この要綱の規定によりされた手続その他の行為とみなす。

《平成27年4月1日・制定》

《平成28年1月1日・一部改正》